

6月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	13日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	21日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	8日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	6日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	20日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	5日(火)・13日(水)・19日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものもすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	16日(土)	15:30~16:30	男女共同参画センター 研修室	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで	
	20日(水)	14:00~16:00			
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	7日(木)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	15日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般・老人)	5日(火)	14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		9日(土)	10:00~14:40		
		一般相談	8日・22日(金)		

地域安全情報 No.67

平成30年度茨城県安全なまちづくり県民運動

年間スローガン

◇防犯は 鍵かけ 声かけ 心がけ

運動の重点

- ① 子供、女性、高齢者及び障害者の安全確保
- ② セ電話詐欺、悪質商法の被害防止
- ③ 住宅侵入窃盗、自動車盗の被害防止
- ④ 不法就労・不法滞在の防止
- ⑤ 暴力団排除活動の推進
- ⑥ 薬物乱用の防止
- ⑦ 防犯ボランティア団体の拡充と活動の促進
- ⑧ 犯罪被害者等への支援に対する理解と協力

「ロックの日」に住宅防犯診断の受診を!

◎6月9日は、「ロックの日」です。生活安全課では、侵入犯罪(空き巣・忍込み・居空きなど)の被害防止のため、住宅防犯診断を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

問生活安全課(☎内線2490)

空家などを放置していませんか?

◆空家などを放置すると危険です。

- ・割れた窓ガラスや瓦が落ちて、通行者に怪我をさせる。
- ・庭木に害虫が発生する原因となる。
- ・不審者の侵入、ごみの不法投棄などの温床となる。

◆空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家などは個人の資産であり、管理者・所有者には、適切に管理する「責務」があると定めています。他者が怪我をした場合など、損害賠償を問われる可能性があります。

平成29年飲酒運転の現況について

◆県内の飲酒運転による死者数は16人で、2年連続で全国ワースト1位です。飲酒運転者は、飲酒をしていない運転者に比べ、約8倍も死亡事故を起こす確率が高くなっています。飲酒運転は事故に直結します。飲酒運転の撲滅を!